

(別添) 選定・評価に係る配点

○商用車の潜在的需要（需要基準）

評価項目	必須 or 加点
(1) 都道府県内に登録されている車両の輸送トンキロ数が 50 億トンキロ以上であること	必須
(2) 都道府県内の高速道路における大型車走行台数が 10,000 台/日以上であること	必須

○地方公共団体の意欲的な取組等（地方公共団体基準）

分類	評価項目	必須 or 加点	配点
1. 協議会等での需要のとりまとめ	(1) 自動車メーカー、運送事業者、荷主、水素ステーション事業者等の関係者が参画した協議会等において、普及に向けた議論が実施されている。	必須	なし
	(2) 交通量や物流拠点等の情報から需要のポテンシャルが高いエリアが具体的に検討されている。	加点	5 点
	(3) 上記のうち、特定のエリアにおいて、荷主や輸送事業者等へのヒアリング調査等から商用車の導入見込みが確認されている。	加点	10 点
	(4) 上記のうち、特定のエリアにおいて、水素ステーション整備または増強の計画が具体的に検討されている、または既に商用車に対応した規模の水素ステーションが整備されている。	加点	10 点
	(5) 周辺の地方公共団体との将来的な連携に向けた検討が具体的にされている。	加点	5 点
2. 2030 年度の商用車導入目標の設定	(1) 協議会等での議論を踏まえた、2030 年度の燃料電池商用車の導入目標が設定されていること。なお、車両の導入目標については、車種別（大型トラック、小型トラック、バス）の目標台数を設定の上、その総数が都道府県内の普通貨物車及び乗合用普通車の合計の 3%以上であり、そのうち 1 割以上が大型トラックである。	必須	なし
	(2) 上記目標を対外的に公表している。	加点	5 点
	(3) (1) の目標設定が都道府県内の普通貨物車及び乗合用普通車の合計の 3%以上を大きく上回る。	加点	5 点
	(4) 目標達成に必要な水素ステーションの基数及び規模が検討されている。	加点	5 点

	(5) 車両導入及び水素ステーション整備の中間目標（2028年度頃）が設定されている。	加 点	10 点
	(6) 目標達成に向けて燃料電池商用車（トラック、バス等）の導入が進んでいる。	加 点	10 点
3. 地方公共団体による支援	(1) 燃料電池商用車の普及拡大に向け、 ①燃料電池商用車導入費支援 ②水素ステーション整備費支援 ③水素ステーション運営費支援または燃料費支援 の3つの支援が予定されている。	必須	なし
	(2) 小型燃料電池トラック導入に対する十分な補助が予定されている。	加 点	5 点
	(3) 大型燃料電池トラック導入に対する十分な補助が予定されている。	加 点	5 点
	(4) 燃料電池バス導入に対する十分な補助が予定されている。	加 点	5 点
	(5) 水素ステーションの整備に対する十分な補助が予定されている。	加 点	5 点
	(6) 水素ステーションの運営に対する十分な補助が予定されている。	加 点	5 点
	(7) 燃料電池商用車のユーザーに対する十分な燃料費支援が予定されている。	加 点	5 点
	(8) 上記以外の地方公共団体独自の支援が予定されている。	加 点	5 点
計			100 点